平成２１年（再ロ）第１２号
青森市八重田２丁目４番17号
再生債務者　奈良岡　欣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月13日まで
平成21年10月16日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１５号
青森県東津軽郡平内町大字東田沢字田沢43番地１
再生債務者　加藤　　修
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月13日まで
平成21年10月16日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第６号
福島県郡山市希望ケ丘６番18号　市営住宅１－３－701
再生債務者　上野　友彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月16日まで
平成21年10月15日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２１年（再ロ）第１００９４号
神奈川県横浜市旭区上白根町1170―26
再生債務者　永井　昌治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月30日まで
平成21年10月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００９５号
神奈川県横浜市旭区上白根町1170―26
再生債務者　永井　美樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月30日まで
平成21年10月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００９７号
東京都調布市国領町５―58―１―201
再生債務者　寺野段充弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月30日まで
平成21年10月16日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第７号
川崎市中原区田尻町24番地　みどり荘12
再生債務者　青山　　努
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月16日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（再ロ）第１号
茨城県龍ケ崎市緑町73番地　アミューハウスＡ棟101号室
再生債務者　青木　正徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月16日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２１年（再ロ）第１８号
仙台市宮城野区栄４丁目14番19号
再生債務者　渡辺　政俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月16日
仙台地方裁判所第４民事部

会社更生の公告

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十二月一日であり、効力発生日は平成二十一年十二月一日であります。
五日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三十日
掲載頁　一五三頁（号外第一六〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三十日
掲載頁　一四八頁（号外第一六〇号）
平成二十一年十月二十六日
岩手県一関市東台一四番地二七
（甲）コスモ工業株式会社
代表取締役　大竹　俊夫
東京都新宿区新宿二丁目四番二二号
（乙）コスモ近畿株式会社
代表取締役　酒巻　英雄

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月十日
掲載頁　一一二頁（号外第七十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月十日
掲載頁　一一一頁（号外第七十七号）
平成二十一年十月二十六日
埼玉県川越市下赤坂一七九五番地一
（甲）株式会社若菜
代表取締役　難波　慎治
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原字長田八四五五番地
（乙）株式会社福岡若菜
代表取締役　有光　潤二郎

会社公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三十日
掲載頁　一五三頁（号外第一六〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三十日
掲載頁　一四八頁（号外第一六〇号）
平成二十一年十月二十六日
岩手県一関市東台一四番地二七
（甲）コスモ工業株式会社
代表取締役　大竹　俊夫
東京都新宿区新宿二丁目四番二二号
（乙）コスモ近畿株式会社
代表取締役　酒巻　英雄

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月十日
掲載頁　一一二頁（号外第七十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月十日
掲載頁　一一一頁（号外第七十七号）
平成二十一年十月二十六日
埼玉県川越市下赤坂一七九五番地一
（甲）株式会社若菜
代表取締役　難波　慎治
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原字長田八四五五番地
（乙）株式会社福岡若菜
代表取締役　有光　潤二郎

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）http://www.tamura-kaken.co.jp/koukoku/kaken58/index.html
（丙）http://www.tamura-ss.co.jp/koukoku/fa95/index.html
平成二十一年十月二十六日
東京都練馬区東大泉一丁目一九番四三号
（甲）株式会社タムラ製作所
代表取締役　田村　直樹
埼玉県入間市大字狭山ヶ原一六番地二
（乙）タムラ化研株式会社
代表取締役　李　　国華
埼玉県狭山市広瀬台二丁目三番一号
（丙）株式会社タムラフェアーシステム
代表取締役　深野　隆司

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十三日
掲載頁　一四五頁（号外第一三一号）
平成二十一年十月二十六日
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番一一号
（甲）日本紙パルプ商事株式会社
代表取締役　松谷　　克
東京都中央区勝どき三丁目一三番一号
（乙）ＪＰ総合開発株式会社
代表取締役　関口　幸雄

効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併する事を決定しています。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）http://www.tamura-kaken.co.jp/koukoku/kaken58/index.html
（丙）http://www.tamura-ss.co.jp/koukoku/fa95/index.html
平成二十一年十月二十六日
東京都練馬区東大泉一丁目一九番四三号
（甲）株式会社タムラ製作所
代表取締役　田村　直樹
埼玉県入間市大字狭山ヶ原一六番地二
（乙）タムラ化研株式会社
代表取締役　李　　国華
埼玉県狭山市広瀬台二丁目三番一号
（丙）株式会社タムラフェアーシステム
代表取締役　深野　隆司